

ガラスびん再生処理施設ガイドライン

1. ガラスびんの原料を生産するための施設

分別基準適合物としてのガラスびんを受入れ、破碎、(洗浄、) 異物除去等の工程を経て、ガラスびん用の原料に適した性状のものを製造・出荷できる施設が設置されているものとする。

主要処理工程に加えて、原料、製品及び残渣の保管設備、原料・製品の計量記録設備、集塵装置、排水処理設備等を設置すること。

(1) ガラスびん再生処理工程

再生処理工程としては次のものが含まれる。

原料受入れ、異物除去のための手選別、破碎、(洗浄、) 分級、異物除去のための風力選別、異物除去のための磁力選別、金属探知等。

(設備ラインフロー図の例は、施設別紙 3-A「設備ラインフロー図の参考図 A」を参照)

(2) ガラスびん再商品化製品の品質規格

ガラスびんの原料用再商品化製品は異物混入が厳しく制限される。特に留意すべき異物に関し、日本ガラスびん協会は購入カレット受入れ品質規格(表-1)を定めている。

表-1 購入カレット受入れ品質規格

(単位：ppm 以下)

異物の区分	異物の名称	規 格
金 属 類	鉄	1.0
	アルミニウム (リング)	0.2
	アルミニウム (ラベル)	0.2
	その他 (銅・鉛・真ちゅう等)	1.5
陶 磁 器	陶器・磁器	15
石 類	クロマイト等の鉱石類	0
	難熔耐火物	0
	その他 (コンクリート・砂礫・赤煉瓦等)	30
異質ガラス	結晶化ガラス	0
	その他 (クリスタルガラス、光学ガラス、ほうけい酸ガラス、玉等)	1,000
有 機 物	プラスチック・木片等	50
	プラスチックコートガラスびん	500

2. **その他の原材料を生産するための施設**

- ① 分別基準適合物としてのガラスびんの投入ホッパー、破碎、異物除去、分級等の機器類を備え、その他の原材料を生産し再商品化製品を出荷できる施設が設置されているものとする。
- ② 主要設備となる再生処理工程は、それぞれの用途向けの品質規格に合致する再商品化製品を製造し得るものであること。
また、この処理工程に加えて、原料、製品及び残渣の保管設備、原料・製品の計量記録設備、製品出荷設備、集塵装置等の設置が必要。更に、必要に応じて、防音装置、排水処理設備を備えるものとする。
(設備ラインフロー図の例は、施設別紙3-B「設備ラインフロー図の参考図B」を参照)

3. 再生処理施設の独立性

ガラスびん再生処理施設は他の再生処理事業者と同一の敷地内または建物内に設置してはならず、設備等の一部の共有、共用も行ってはならない。
また運搬、保管および加工を他社分と明確に区別していること。(異なる敷地に隣接している場合でも、周囲を囲うなどして両施設を明確に区分すること。)

4. 原料の運搬と保管について

(1) 原料の運搬

- ① 原料となるガラスびんは、市町村からの引取り要請に基づき、市町村の分別基準適合物指定保管施設へ再商品化事業者が、原則として色別に10トン車で引き取りに行くことを前提としている。
- ② 引き取り時のトラックへの荷上げに要する重機等の手当ては市町村と再生処理事業者との協議により決定して下さい。
- ③ 当然ながら再生処理施設での荷下しは再生処理事業者の備え付け機材による。
- ④ 又、引取り量の把握をするために、自社の処理施設内に計量記録設備を設けることが望ましい。

(2) 原料の保管

- ① 原料の保管場所は、10トン車で受入れが行われることを前提にして、十分な保管容量を確保すると共に、運搬車輛の出入り、積み下ろしに必要なスペースをとることとする。(出来る限り側壁を装備し、コンクリート舗装とする。)
- ② また、雨水の滞留防止、ガラス破片等の飛散予防及び防臭対策を講ずること。

5. 再商品化製品の保管について

製品の保管は、品質管理上、原則としてコンクリート舗装された保管場所とし、更に、保管中の異物混入や製品自体の外部への飛散、流出の防止対策を講ずること。

6. 施設の管理・運営等

- ① 施設内はもとより、施設外および敷地周辺を常に整理し、環境保全に十分留意した管理・運営を行い、不法投棄場所等の誤解を与えないよう留意すること。（特に、同一敷地内にガラスびん再生処理施設以外の施設を有する場合は、他の施設の悪影響を受けることのないように注意すること。）
- ② 再生処理施設は、労働安全、消防、公害防止、建築、廃棄物処理等の関係法規を遵守して設置され、操業されること。
- ③ 騒音対策、防塵対策、臭気対策、照明等、施設内の作業環境を良好に保持し、作業員への安全具、防塵マスクの着用を義務付けること。
- ④ 作業員の安全教育を徹底すること。

7. 残渣等の管理及び処理について

- ① ガラスびんの再生処理によって発生する残渣は、法令に則り自らの責任において適切に管理と処理をすること。
- ② 産業廃棄物として処理を産業廃棄物処理事業者へ委託する場合には、当該委託事業の許可を得た事業者と書面による契約書を締結し、実施に当たってはマニフェストによる管理を徹底すること。当該委託契約書には、産業廃棄物処理委託契約書として法令で定められた事項を記載し、委託先の事業者の産業廃棄物処理事業者としての許可証の写しを添付すること。

8. 作業日報の作成及び保管

施設の稼働状況を把握し得るように、市町村からの原料の引き取り量、再生処理施設への原料投入量、製品の製造量、製品出荷量、原料・製品の在庫量、設備稼働時間や作業者等を記録した事業者独自の作業日報を作成し保管すること。